

# 成木地区防災計画

2023（令和5）年4月1日

成木地区防災対策委員会

# 計 画 の 構 成

- 第1部 総則
- 第2部 災害予防計画
- 第3部 震災応急対策計画
- 第4部 風水害応急対策計画

## 第1部 総 則

### 1 計画の方針

#### (1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定、青梅市地域防災計画にもとづき、成木地区自主防災対策委員会が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

#### (2) 計画の構成

この計画は、次の5部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

第5部 資料

#### (3) 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。  
また、青梅市地域防災計画が修正されたときは必要に応じて修正する。

### 2 関係団体の業務大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
成木市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・青梅市災害対策本部との連絡調整に関する事。</li><li>・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関する事。</li><li>・避難行動要支援者に関する事。</li></ul>
成木地区防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・成木地区防災対策委員会の運営に関する事。</li><li>・被害に関する情報の収集、伝達に関する事。</li><li>・各自治会との情報連絡に関する事。</li><li>・避難行動要支援者に関する事。</li></ul>
成木地区自治会	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関する事。</li><li>・各自治会との連絡調整に関する事。</li><li>・避難所の開設および運営に関する事。</li></ul>

機 関 名	業 務 の 大 綱
成木地区防災士 消防団第7分団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水火災の防御に関すること。</li> <li>・人命の救助および救護に関すること。</li> <li>・避難指示等の伝達および避難誘導に関すること。</li> <li>・その他消防および水防に関すること。</li> </ul>
まとい会成木支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。</li> <li>・消防団員の活動に対する支援に関すること。</li> </ul>
東成木駐在所 西成木駐在所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。</li> <li>・被災者の避難・誘導に関すること。</li> <li>・交通の規制に関すること。</li> <li>・公共の安全と秩序の維持に関すること。</li> </ul>
交通安全協会第7支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の誘導の補助に関すること。</li> <li>・住民の避難・誘導に関すること。</li> </ul>
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の支援に関すること。</li> <li>・高齢者や障害者の安否確認に関すること。</li> </ul>
女性防火防災の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>・避難民に対する炊き出しに関すること。</li> </ul>
市立成木小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の避難・誘導および安全教育に関すること。</li> <li>・避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>
市立第七中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の避難・誘導および安全教育に関すること。</li> <li>・避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>

### 3 成木地区の概要

成木地区は、青梅市の北部に位置し、面積は22.559k㎡で山林が多くを占めている。

歴史的には、慶長11年（1606年）江戸城の大改築に上成木村・北小曾木村で焼成された石灰が使われ、その石灰を搬送するため開かれたのが青梅街道（成木街道）である。

地域は、東西に流れる成木川および北小曾木川に沿って集落があり、現在は、成木1丁目から成木8丁目までの八つの自治会で構成されていて、令和5年5月1日現在、人口は1,513人、世帯は824世帯である。

また、地区内には老人施設や病院施設等が多く設置されている。

## 第2部 災害予防計画

### 1 災害に強い地域づくり

#### (1) 災害に強い体制づくり

災害に強い地域づくりのため、災害発生時および平時から防災の体制を構築する。

成木地区防災対策委員会は、災害発生時に成木地区防災対策本部を設置する。

また、平時から各自治会に下記の活動班を置く。



#### 各自治会本部

活動班名称	平常時の主な役割	災害発生時の主な役割	被災後の地域や避難所等における主な役割
総務班	各自治会における防災対策の統括 委員会の防災訓練に関する参画	防災対策本部への人員派遣・連絡調整 各自治会内各班の統括	
情報班	防災に関する知識の普及 情報収集伝達訓練など	情報の収集・伝達・記録・写真等撮影(デマの防 止・監視、被災者への情報提供、広報)	
消火班	消火資機材を使用した訓練 火災予防など	初期消火活動	出火防止警戒 防犯警戒 防災機関救出活動への協力
救出班	救出资機材の確保 救出技術の習得・訓練など	初期消火活動	
救護班	応急手当知識・技術の普及など	医療救護所への協力 重傷者の搬送協力	救護活動への協力 重傷者の搬送
避難誘導班	避難路・避難場所の安全点検 避難行動要支援者の把握など	避難の呼びかけ 安全な避難誘導	災害時要配慮者へ対応 生活相談
生活班	避難所運営計画の作成 炊き出し器具の確保など	市職員と連携し避難 所開設	避難上運営の統括 給水・給食の実施
衛生班	避難所の安全点検 トイレやごみ処理対策の検討など	トイレ準備	衛生対策の維持 防疫対策への協力
安全点検班	危険物・危険個所の調査 防災上活用できる資源の調査など	自治会館等の安全確 認	危険個所状況把握 応急給水への協力

#### (2) 震災に強い地域づくり

ア 成木地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対して、青梅市の耐震に関する補助事業を活用して、耐震診断および耐震補強工事を推進して建物の耐震化を図る。

## 公共施設の耐震化の状況

(単位：㎡)

施設名	構造	延べ面積	耐震性の有無
成木市民センター本館	鉄筋コンクリート造2階建	617	耐震性あり
成木市民センター体育館	鉄骨造一部2階建	698	耐震工事完了
市立成木小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	3,318	耐震工事完了
市立成木小学校屋内運動場	鉄骨造一部2階建	1,085	耐震工事完了
市立第七中学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	3,670	耐震工事完了
市立第七中学校屋内運動場	鉄骨造一部2階建	812	耐震工事完了

※ 青梅市公共建築物保全計画資料（平成25年度）

### イ 家具等の転倒防止対策の推進

地震による家具類の転倒・落下防止対策を推進し、負傷者を減少させ負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動を迅速に行うことができることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

### ウ 防災訓練の参加

地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、防災訓練に積極的な参加を促すとともに内容の充実を図る。

## (3) 風水害に強い地域づくり

### ア 土砂災害対策の推進

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

## 土砂災害警戒区域等の指定状況

(単位：箇所数)

町 丁 名	急傾斜地の崩壊		土 石 流		地 す べ り		合 計		指定年度(指定日)	
	警戒区 域	特別警 戒区域	警戒区 域	特別警 戒区域	警戒区 域	特別警 戒区域	警戒区 域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒区 域
成木1丁目	3	3					3	3	平成18年度 (H19. 3. 28)	平成20年度 (H21. 3. 31)
成木2丁目	7	7	4	2			11	7	平成17年度 (H18. 3. 28)	
成木3丁目	20	20	8	8			28	28		
成木4丁目	12	12	7	5			15	14		
成木5丁目	15	15	9	8			24	23	平成18年度 (H19. 3. 28)	
成木6丁目	18	18	9	9	1		27	27		
成木7丁目	29	29	20	19	1		48	47		
成木8丁目	51	51	28	28	1		80	79	平成18年度 一部17年度 (H19. 3. 28)	平成20年度 (H21. 3. 31)
合 計	155	155	85	79	3	0	236	228		

### イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について事前に定めておく。

## 2 避難行動要支援者等への支援制度の推進

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは隣近所や地域の方の助け合いである。

このため、市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を推進している。

成木地区においても、要支援者に対し普段からの見守り、安否確認などの支援を行うために、地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

### 3 災害対策用物資の備蓄

#### 成木市民センター防災倉庫備蓄状況

平成29年6月30日現在

保管場所	物 品	数量	保管場所	物 品	数量
引き戸内	釜	4コ	引き戸棚上	小型炊き出し器	1コ
〃	中華鍋	1コ	〃	ポール(細)	240本
〃	お盆	8コ	棚	小型チェンソー	1台
〃	お玉	2本	〃	掛矢	5本
引き戸棚下	やかん	4コ	〃	つるはし	9本
〃	かまど	4コ	〃	じょれん	10本
引き戸棚上	ろ過機	1箱	〃	スコップ	10本
〃	安眠マット	2箱	〃	ワイヤーカッター	3本
〃	土のう袋(白)	250袋	〃	バール	1本
〃	カンパン	960食	〃	縄	5巻
〃	五目ご飯(アルファ化米)	600袋	〃	鉄線(ワイヤー)	500 <sup>キ</sup> コ
〃	梅がゆ(アルファ化米)	200袋	〃	ポリタンク(青)	11コ
〃	簡易トイレ	310セット	棚外	救急避難セット	1箱
〃	災害用備蓄毛布	270枚	〃	災害用移動炊飯器	1コ
〃	折りたたみ式担架	1台			

## 第3部 震災応急対策計画

### 1 応急活動体制

#### (1) 成木地区防災対策本部

##### ア 本部の設置

青梅市で「**震度5弱**」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「**警戒宣言**」が発せられた場合には、成木市民センター内に「成木地区防災対策本部(以下、「**本部**」と称する。)」を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部(市役所)にその旨を連絡する。

地震に関する本部の設置については、原則として連絡を待つことなく自主的に市民センターに参集する。

##### イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

第7支会正副支会長、**防災士**、消防団第7分団正副分団長、まとい会成木支部長、交通安全協会第7支部長、民生児童委員代表者、成木市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員

##### ウ 本部の活動

本部は、成木地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

##### エ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

#### (2) 自治会本部

##### ア 自治会本部の設置

青梅市で「**震度5強**」以上の地震が観測された場合には、各**自治会**において「**自治会本部**」を設置する。

本部を設置した場合には、成木地区防災対策本部(成木市民センター)へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

自治会本部は、次の者をもって構成する。

正副指揮者、各正副班長、その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、成木地区防災対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、成木地区防災対策本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

成木地区防災対策委員会は、有線電話、携帯電話、防災用無線、青梅市防災行政無線（移動系）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難所等の開設場所

震災時の避難所および避難場所は、青梅市地域防災計画で定められているが、成木地区の指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
市立成木小学校	成木 3-4 2 3-1	7 4-5 2 4 0	避 難 所
成木市民センター	成木 4-6 4 4	7 4-5 2 0 4	避難場所
市立第七中学校	成木 4-5 4 4-2	7 4-5 2 1 7	避 難 所
旧上成木ふれあいセンター	成木 7-9 0 2	なし	避難場所
旧北小曾木ふれあいセンター	成木 8-6 7 6	なし	避難場所

- ※ 避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、青梅市では小・中学校など32か所が指定されている。
- ※ 避難場所とは、地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所である。

## (2) 避難所の運営

避難所の管理・運営についてのルールを平常時から決めておくことが大切であることを踏まえ、市が作成した避難所運営マニュアルガイドラインにもとづき、避難所運営マニュアルの作成を推進する。

なお、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

# 第4部 風水害応急対策計画

## 1 応急活動体制

### (1) 成木地区防災対策本部

#### ア 本部の設置

次の場合に、成木市民センター内に「成木地区防災対策本部」(以下、「本部」と称する。))を設置する。

- (ア) 台風が接近して成木地区において大きな被害が発生することが予想される場合
- (イ) 青梅市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合
- (ウ) 成木川および北小曾木川が「はん濫危険水位」に達した場合
- (エ) その他、成木地区防災対策委員会会長が必要と判断した場合

#### イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

第7支会正副支会長、消防団第7分団正副分団長、まとい会成木支部長、交通安全協会第7支部長、防災士、民生児童委員代表者、成木市民センター職員

#### ウ 本部の活動

本部は、成木地区内の被害状況の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

青梅市災害対策本部(市役所)との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部設置の連絡

本部の設置は、成木地区防災対策委員会会長の判断によるが、本部構成員への連絡は市民センターで行う。

(2) 自治会本部の活動

ア 自治会本部の設置

風水害により自治会内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合は、各自治会において「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、成木地区防災対策本部（成木市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

自治会本部は、次の者をもって構成する。

正副指揮者、各正副班長、その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、成木地区防災対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部へ要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は自治会本部を廃止する。

自治会本部を廃止した場合には、成木地区防災対策本部へその旨を連絡する。

2 避難計画

(1) 避難情報

災害による被害が発生することが予想される場合、市長は「高齢者等避難」、「避難指示」または「緊急安全確保」を発令する。

また、「自らの身を守る」ため、早めに避難することが重要である。

ア 高齢者等避難

避難指示や緊急安全確保の発令が予想される場合に、避難のための準備を呼びかけるための情報で、避難行動要支援者は避難を開始し、要支援者の家族や近隣の支援者は避難のための行動を始める。

イ 避難指示

災害対策基本法にもとづき、住民に避難を促すために発令される。

ウ 緊急安全確保

災害対策基本法にもとづき、被害の危険が切迫したときに発令される。

(2) 避難基準

大雨警報が発令され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。

土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、最大1時間降水量が**50ミリ**または24時間降水量が**300ミリ**を超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

(3) 避難所（避難場所）の開設場所

風水害時の避難所（避難場所）は原則として、地元自治会館とする。

自治会館等で避難者を収容できない場合には、市の風水害時避難場所である市立成木小学校および第七中学校を避難所として開設する。

## 自治会館設置場所

Kは急傾斜地の崩壊、Dは土石流の指定状況

自治会館名	所 在	電 話 番 号	収容人員	構 造	土砂災害指定
成木 1 丁目	成木1-659	74-6589	40	木造平屋建	K なし D なし
成木 2 丁目	成木2-311-1		49	木造平屋建	K なし D なし
成木 3 丁目	成木3-277		59	木造モルタル 平屋建	K なし D なし
成木 4 丁目	成木4-772		23	木造平屋建	K 特別警戒区域 D 警戒区域
成木 5 丁目	成木5-1332		35	木造平屋瓦葺	K 警戒区域 D 警戒区域
成木 6 丁目	成木6-370	74-4968	48	木造平屋建	K 特別警戒区域 D なし
成木 7 丁目	成木7-1204-1		81	木造平屋建	K なし D なし
成木 8 丁目	成木8-531-2		36	木造平屋建	K 警戒区域 D なし

※ 成木 4 丁目地区、成木 5 丁目地区、成木 6 丁目地区および成木 8 丁目地区は、状況に応じて市が別に指定する施設とする。

※ 避難所等への避難が困難な場合は、2階の山側と反対の部屋に避難する。